

2023年6月5日

株式会社メモリード・ライフ

**災害救助法が適用された地域のご契約者さまへ**

このたびの災害により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

弊社では、このたびの災害救助法を適用された地域で災害により被害を受けられた皆さまのご契約につきまして、お申し出により下記の特別措置を実施いたしますので、お知らせいたします。

一日も早い復旧と皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

**記****1. 保険料払込猶予期間の延長について**

このたびの被害により、保険料のお払込みが一時的に困難なお客さまへは、お申し出いただくことにより、保険料のお払込みを猶予する期間を最大6ヶ月間まで延長いたします。

**2. 保険金の簡易・迅速なお支払いについて**

保険金等ご請求の際にお申し出いただくことで、必要書類の一部を省略すること等により、簡易・迅速なお取扱いをいたします。

**3. 保険証券等を紛失した場合の措置について**

保険証券、届出印鑑等を紛失したお客さまについては、お申し出の保険契約内容の確認ができれば、保険金等の請求案内を行うなど可能な限りの便宜措置を講じます。

**□災害救助法の適用地域（内閣府発表）**

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
2023年6月2日	【茨城県】 取手市（とりでし） 【和歌山県】 海南市（かいなんし）	災害救助法施行令第1条第1項第1号適用
2023年6月2日	【埼玉県】 草加市（そうかし） 越谷市（こしがやし） 北葛飾郡松伏町（きたかつしかぐんまつぶしまち）	令和5年6月2日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 （災害救助法施行令第1条第1項第4号適用）



法適用日	災害救助法適用市町村	備考
2023年6月2日	【静岡県】 磐田市（いわたし）	令和5年6月2日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 （災害救助法施行令第1条第1項第4号適用）

以上